様式３－１

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

（法人名：国立大学法人北海道大学）

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額（単位：円）	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	国立大学法人東北大学 仙台市青葉区星陵町1番1号	RM2抗原キャリア蛋白の同定、検出系の作成、癌悪性度との関係検討等 一式	契約担当役 事務局長　遠藤　啓 事務局 札幌市北区北8条西5丁目	平成18年4月1日	5,000,000	随意契約	独立行政法人科学技術振興機構との受託研究開発契約に係る研究開発課題の実施計画書に基づき、研究を再委託するものであり、競争を許さないため。（会計規則第28条第1号）	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
2	国立大学法人東京工業大学 東京都目黒区大岡山2丁目12番1号	J-PARCビームラインと核データ実験の研究開発 一式	契約担当役 事務局長　遠藤　啓 事務局 札幌市北区北8条西5丁目	平成18年5月19日	110,965,000	随意契約	文部科学省との平成18年度電源開発促進対策特別会計委託事業における研究開発課題の実施計画書に基づき再委託するものであり、競争を許さないため。（会計規則第28条第1号）	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
3	独立行政法人日本原子力研究開発機構 茨城県那珂郡東海村白方字白根2番地の4	革新的原子炉用核データの研究開発　一式	契約担当役 事務局長　遠藤　啓 事務局 札幌市北区北8条西5丁目	平成18年5月19日	153,080,000	随意契約	文部科学省との平成18年度電源開発促進対策特別会計委託事業における研究開発課題の実施計画書に基づき再委託するものであり、競争を許さないため。（会計規則第28条第1号）	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
4	国立大学法人東北大学 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6番3号	アクチノイド元素の核分裂反応断面積の精密測定に関する研究　一式	契約担当役 事務局長　遠藤　啓 事務局 札幌市北区北8条西5丁目	平成18年5月19日	35,898,000	随意契約	文部科学省との平成18年度電源開発促進対策特別会計委託事業における研究開発課題の実施計画書に基づき再委託するものであり、競争を許さないため。（会計規則第28条第1号）	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
5	国立大学法人京都大学 京都府京都市左京区吉田本町	MA,LLFP核種のサンプル整備と核データ測定に関する研究　一式	契約担当役 事務局長　遠藤　啓 事務局 札幌市北区北8条西5丁目	平成18年5月19日	66,911,000	随意契約	文部科学省との平成18年度電源開発促進対策特別会計委託事業における研究開発課題の実施計画書に基づき再委託するものであり、競争を許さないため。（会計規則第28条第1号）	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
6	国立大学法人名古屋大学 愛知県名古屋市千種区不老町1番	核分裂生成物の崩壊核データの研究　一式	契約担当役 事務局長　遠藤　啓 事務局 札幌市北区北8条西5丁目	平成18年5月19日	83,883,000	随意契約	文部科学省との平成18年度電源開発促進対策特別会計委託事業における研究開発課題の実施計画書に基づき再委託するものであり、競争を許さないため。（会計規則第28条第1号）	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
7	独立行政法人産業技術総合研究所 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号	中性子捕獲実験用レーザー逆コンプトン光の研究開発　一式	契約担当役 事務局長　遠藤　啓 事務局 札幌市北区北8条西5丁目	平成18年5月19日	6,560,000	随意契約	文部科学省との平成18年度電源開発促進対策特別会計委託事業における研究開発課題の実施計画書に基づき再委託するものであり、競争を許さないため。（会計規則第28条第1号）	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
8	新日本監査法人札幌事務所 札幌市中央区北1条西4丁目1－2	国立大学法人北海道大学平成18年度監査契約　一式	契約担当役 事務局長　遠藤　啓 事務局 札幌市北区北8条西5丁目	平成18年7月19日	15,750,000	企画競争・公募	文部科学大臣の選任を受けた監査法人であるため。（会計規則第28条第5号）	その他（引き続き企画競争・公募を実施）	公募を実施		
9	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 奈良県生駒市高山町8916番地の5	微量分析用キラル検出の開発　一式	契約担当役 事務局長　遠藤　啓 事務局 札幌市北区北8条西5丁目	平成18年9月29日	9,100,000	随意契約	独立行政法人科学技術振興機構との平成18年度大学発ベンチャー創出推進における研究開発課題の実施計画書に基づき再委託するものであり、競争を許さないため。（会計規則第28条第1号）	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
10	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2－2－4	平成19年度国立大学法人北海道大学第２次入学試験問題印刷　一式	契約担当役 事務局長　遠藤　啓 事務局 札幌市北区北8条西5丁目	平成18年11月13日	17,169,909	随意契約	機密性・信頼性の確保の観点から、競争を許さないため。（会計規則第28条第1号）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	15	
11	社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	アイソトープ廃棄物の集荷処理処分業務　一式	契約担当役 事務局長　遠藤　啓 事務局 札幌市北区北8条西5丁目	平成19年3月28日	9,905,469	随意契約	法律により、契約の相手先が国内唯一のRI廃棄物の廃棄業務を行っている機関になっており、競争を許さないため。（会計規則第28条第1号）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	1	単価契約 25,830円

様式３－１

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

（法人名：国立大学法人北海道大学）

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額（単位：円）	契約種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
12	社団法人化学情報協会 東京都文京区本駒込6-25-4	米国CAS製 SciFinder Scholar による情報検索サービスの利用　一式	契約担当役 事務局長　遠藤　啓 事務局 札幌市北区北8条西5丁目	平成19年3月30日	14,599,200	随意契約	メーカーの日本総代理店等が他の代理店を通さず直接販売しており，競争を許さないため。 (会計規則第28条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	10	
13	社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性医薬品　Cr-51放射性クロム酸ナトリウム注射液　5本他	契約担当役 事務局長　遠藤　啓 事務局 札幌市北区北8条西5丁目	平成19年3月30日	192,603,600	随意契約	放射性医薬品の供給については唯一の販売機関であるため。 (会計規則第28条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	1	単価契約 20,580円
合計					721,425,178						0

（注１）本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約（各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く）のうち、「同一所管公益法人等」（「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。）との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項及び第３項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

（注２）平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約（18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの）については、以下のとおり整理する。
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象（１回の支払につき１件とする）
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

（注３）単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額（複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総（予定）額）を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を１契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

（注４）「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

（注５）随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

（注６）契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

（注７）見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他（引き続き企画競争・公募を実施）」と記載する。

（注８）講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、（　）で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

（注９）「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「（競争性のない）随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別　類型早見表」の類型区分(１～12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。
・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
・競争に付することが不利と認められる場合「14」
・秘密の保持が必要とされている場合「15」
・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
・見直し後においても、なお、包括条項（バスケットクローズ）に該当する契約とする場合については「19」